

## 「地域計画（変更案）に対する意見書の提出について」

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）について、農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定により、利害関係人は令和8年4月7日までに、当該地域計画の案について、邑南町に意見書を提出することができる。

### 記

1. 意見書の提出先 邑南町役場 産業支援課  
邑智郡邑南町矢上6000番地  
電 話：0855-95-1116  
F A X：0855-95-0171  
mail：sanshin1173@town-ohnan.jp

### 2. 意見書の提出について

#### （1）提出方法

意見書の持参又は郵便、ファックス、電子メールのいずれかの書面化できる方法とする。  
なお、電話での意見は受け付けない。

#### （2）住所等の表記

意見書は所定の様式とする。  
提出するときは住所、氏名、連絡先を記載すること。

#### （3）意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合がある。ただし、特定の個人が認識しうる個人情報、財産等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがある。

#### （4）意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行わない。  
意見書の結果は地域計画の公告で行うこととする。